

## リレーコラム

# 生産者のためのアニマルウェルフェア

### 1. 経営改善に寄与する

アニマルウェルフェア（以下、AW）という言葉をよく見聞きするようになったが、その概念に関する共通理解は畜産関係者の間でも未だ明確でなく、様々な受け止めがあるように思われる。

昨年3月の第8次酪肉近ではAWに配慮した飼養管理指針の普及、そしてフードシステムの生産力向上と持続可能性とを両立させる「みどりの食料システム戦略」（本年5月策定）では、AW向上のための技術の開発・普及が謳われ、畜産政策の中に登場する頻度は増している。加えて、アニマルウェルフェア畜産協会（筆者も事務局として参画）では日本初の乳牛に関するAW認証事業を開始し、独自基準に基づく生産者や事業所への認証が行われている。

元大臣への現金提供事件が示すように、一部の畜産関係者にはAWに対する警戒感があるのも事実である。その場合のAWの理解は、畜産経営には必須ではないものの、社会的要請に応じてコストをかけて家畜のウェルフェアを上げるといったものかもしれない。一方、AWに前向きな関係者の中には、AWを高付加価値化の手段と理解する向きもある。筆者としてはAWにそういった要素が含まれるのは否定しないが、AWの本質からはやや外れると考えている。

筆者の理解するAWに配慮した畜産経営とは、家畜の快適性に配慮した飼養管理を通じて、家畜の状態を改善し、家畜本来の能力を引き出している経営である。つまり、AWへの配慮は畜産経営の改善に寄与する。AWによって直接的に恩恵を受けるのは、消費者でも畜産加工メーカーでもなく、まずは生産者なのである。

このような理解に立脚すれば、AWは社会的要請を受けて生産者が受動的に取り組むものでもなければ、販売する生産物の価値を上げるためにコストをかけるものでもないことが分かる。AWの向上は、全ての生産者が取り組むべき主体的な行為である。それが畜産経営の持続可能性を高め、結果的に持続可能な社会の構築に寄与すると言える。AWが持続可能な社会をもたらすのであり、これこそが畜産経営の社会に対する責任である。

### 2. 特定の飼養方法を排除せず

とは言え、AWは特定の飼養方法を否定するのではないかという懸念もあるだろう。様々な解釈がありうるが、筆者としては、AWは原理的には特定の飼養方法を排除しないと考えている。あるいは、そういったAWのあり方が望ましいと言った方が正確かもしれない。

一般的にAWの基準には、家畜の状態を直接評価する基準と、環境や投入材をベースとする基準があり、それらのバランスが重要とされる（Buller and Roe 2012）。AWと直接関係があるのは前者の基準だが、それを直接、観測・確認するのは簡単ではない。そこで、客観的な評価が容易な後者の基準、具体的には施設・資材の使用有無や飼養方法といった基準が代用される。

例えば、養鶏業のAWの象徴となっているフリーケージがある。フリーケージは、鶏をカゴ（ケージ）に入れて飼うのではなく、鶏舎内の平坦な地面で飼う平飼いや、屋外放牧という飼養方法を指す。注意すべきなのは、消費者の素朴な意識とは異なり、フリーケージが高い水準のAWを必ずしももたらすわけではない点だ。英国のファーム・アニマルウェルフェア協議会（FAWC）の養鶏業に関する2010年の報告では、通常のケージシステムと比較して、フリーケージ・システムで飼養される雌鶏の方が骨粗鬆症による骨折が多いとの指摘がある（Buller and Roe 2012）。フリーケージでも適切な飼養管理をしなければ、AWは低下するのである。

同様に、酪農で放牧をすれば、必ず良いAWを実現できるとは限らない。放牧は高度な飼養管理が求められる。乳牛が必要な栄養を摂取できているかの確認は難しく、乳牛の足腰への負担も注意が必要だ。また、放牧地の草質も問題になる。極寒の冬



北海道大学大学院農学研究院 講師 清水池 義治

季やブヨなど吸血昆虫が大量にいる状況下でも放牧を続けるのが、AW上、妥当か考えれば、放牧は万能ではないと理解しやすい。

つまり、良いAWとは家畜が一定の望ましい状態にあることを意味するのであって、特定の施設設備や生産資材、飼養方法そのものではない。酪農では、乳牛を器具で固定する繋ぎ飼いはAWにとって好ましくないと見なされがちである。しかし、アニマルウェルフェア畜産協会では、一定期間の放牧などを条件に繋ぎ飼いの経営でもAW認証取得は可能である。本来、AW向上には様々なアプローチがありうる。農家の経営理念や農家の置かれた自然環境によって、農業生産は本質的に多様である。よって、画一的なAW基準によって農業生産が制約され、農業が本来的に持つ多様性と矛盾を来すような事態は避けねばならない。

### 3. 政府による普及政策も必要

AWに関する欧州の取り組みは好意的に紹介されることが多いが、問題もある。それはAWの「商品化」である。

英国では1960年代以降、AWの観点からの飼養管理の規制は、政府や国際条約による公的規制によって進められてきたが、1990年代以降は企業やNGOなどの民間のアクターが積極的に関与するようになった。AWはテスコやカルフルといった小売業ブランドの構成要素となり、小売業はNGOと協力しながら民間認証制度を発展させた。従来、AWに関わるNGOは消費者向けのキャンペーンに力を入れてきたが、現在では小売業向けのロビー活動や、小売業のAW認証制度を評価するコンテストを重視している。こういったNGOの活動を通じて、社会にとって望ましいとされるAWの内容が形成される。

公的規制はAWの最低基準を提供し、それを超えるAWは民間認証が役割を担う。民間認証の取得は任意であり、強制はされない。しかし、少数の巨大小売チェーンへの寡占化が進んだ結果、畜産生産者にとって選択の余地はほとんどなくなり、実質的に認証取得を強制される関係性が生じている。生産者と非対称的な取引交渉力を有する少数の小売業と、巨額の資金を集めて小売業に影響力を行使するNGOなどによって、AW基準が形成されていく現状の枠組みが、民主主義的なプロセスや経済の公平性といった観点から妥当かという指摘もある (Maciel and Bock 2012)。

AWは、人間の好みや市場の選好とは区分された固有の価値を持つ。つまり、社会的に望ましいAWは、動物の感受性を解明する畜産学などの科学の成果に基づいて決められるはずである。しかし、実際には、AW基準は、科学だけではなく、「市場」によっても決まっている (Buller and Roe 2012)。消費者に好まれやすい特定の飼養方法に固執し、消費者を満足させるためだけのAWでは、畜産経営の改善に繋がらず、本末転倒である。

よって、AW認証食品の付加価値だけをインセンティブとしてAWを普及させるのは、限界がある。販売を意識しすぎたAW基準は消費者におもねる内容になりやすい。認証制度と合わせて、AW向上に要するコストを補填する公的政策が必要であり、それは将来的に求められている酪農の所得補償制度の枠組みの中に位置付けることが可能だろう。

#### 参考文献：

Buller, H. and E. Roe (2012) "Commodifying Animal Welfare". *Animal Welfare*, 21(1), pp.131-135.

Maciel, C. T. and B. Bock (2012) "Modern Politics in Animal Welfare: The Changing Character of Governance of Animal Welfare and the Role of Private Standards". *International Journal of Sociology of Agriculture and Food*, 20 (2) , pp.291-235.